

2022年6月16日

日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の一部改正について」の一部訂正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年6月9日付にて、厚生労働省医政局総務課より、別添の通り、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の一部改正について」の一部訂正について周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

なお、詳細は、厚生労働省医政局総務課保健医療係（担当：窪添氏、電話：03-5253-1111（内4459））にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当  
日本医学会事務局 高橋  
Tel 03-3946-2121（内4260）  
Fax 03-3942-6517

事務連絡  
令和4年6月9日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

「「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の  
一部改正について」の一部訂正について

標記については、令和4年4月1日付「広告が可能な医師等の専門性に関する  
資格名等について」により通知したところですが、記載に誤りがありましたので、  
別添のとおり差し替え願います。

なお、正誤については下記のとおりです。

記

正	誤
<u>一般社団法人</u> 日本胸部外科学会	<u>公益社団法人</u> 日本胸部外科学会

医政総発 0401 第 1 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の  
一部改正について

「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 347 号）附則第 2 条第 1 号の経過措置に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等並びに「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第 0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号別紙 3）の第 4 の 4（9）イ①d 等にあるように、「医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）」のような形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

記

平成 19 年通知の別紙中、【医師の専門性資格】の項のうち団体名の一部を以下のとおり改める。

改正後	現行
一般社団法人 日本胸部外科学会	特定非営利活動法人 日本胸部外科学会

以上